平成２３年（フ）第３２５号
徳島県鳴門市大津町吉永240番地４、旧住所徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本211番地１
債務者　近藤　浩二
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３１号
徳島県徳島市八万町大坪305番地の１、旧住所徳島県徳島市八万町新貝56番地の139キューブ新貝Ａ棟
債務者　宮内　人美
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３８号
徳島県鳴門市撫養町斎田字西発93番地ロイヤルコートＣ－２
債務者　竹中　桂子
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４００号
大分県別府市大字鶴見2654番地の１　大石ハイツ203号
債務者　吉野　淳子
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４１号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地１　小禄市営住宅４―509
債務者　崎山　文子
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６７号
沖縄県那覇市長田２丁目13番18号
債務者　外間　孝
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県淡路市中田50番地２　県営中田住宅１―202
債務者　長井　明
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２号
山口県柳井市余田3294番地、住民票上の住所山口県柳井市柳井4393番地
債務者　山下　晃和
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１０３号
山口県岩国市麻里布町６丁目７番19号
債務者　片江　進
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１０６号
山口県岩国市錦見２丁目７番７号
債務者　向野　和宏
１　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２４９１号
愛知県春日井市神領町北１丁目236番地　県営神領住宅８棟203号
債務者　前田二三代
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７９８号
大阪市住之江区平林南２丁目２番１―408号
債務者　太田　幸惠
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８０４号
大阪市東成区中道３丁目４番24―101号
債務者　池内　綾
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８８５号
大阪府高槻市東天川３丁目13番８号
債務者　晴　吉雄
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８８９号
大阪府東大阪市友井５丁目４番31号　ベルハイム友井205
債務者　小川　隆志
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３３号
大阪市此花区春日出中２丁目７番19号　第２武田マンション302号
債務者　森近　奈々（旧姓髙宮）
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６７号
大阪府豊中市上津島２丁目18番14号
債務者　大下　剛志
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部